



# むさし証券 自己資本規制比率

# 409.0%

(平成 26 年 12 月末現在)

		(単位：百万円)
項目		指標
固定化されていない自己資本の額	(A)	11,255
リスク相当額合計	(B)	2,751
市場リスク相当額		704
取引先リスク相当額		824
基礎的リスク相当額		1,222
自己資本規制比率	[ (A) / (B) x 100% ]	409.0%

## 〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。  
金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられております。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が120%を下回ることがないようにしなければならぬとされております。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、毎年3月、6月、9月及び12月末日の状況を当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされております。